

徳島県告示第五百七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年十二月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
クレド合同会社	徳島市吉野本町六丁目二〇番地の二三	クレド訪問看護ステーション 徳島	徳島市吉野本町六丁目一アベニューモリStⅢ 五〇二号	介護予防訪問看護	令和六年九月二十四日	令和六年十月二十日